

私傷病休職中のパチンコはダメか？

今回はマガジンハウス事件（東京地裁平成20年3月10日）から私傷病休職期間中の過ごし方を考察します。異動を命じられた従業員が異動を拒否し同じ日に「#うつ病#不安障害」等と記載された診断書を提出、翌日から欠勤し、私傷病休職期間中に満額の賃金や賞与が支給され、従業員は休職期間中に自身のブログにて会社役員等の誹謗中傷を行い、またオートバイで外出、ゲームセンターや場外馬券場へ出かける、飲食や宿泊を伴う旅行、SMプレイなど日常生活を掲載しました。これを受け会社は休職期間中に従業員を普通解雇し当該従業員は地位確認を求め訴えを提起しました。

裁判所は会社が満額の賃金を支払いながら私傷病欠勤を認めている趣旨は療養を支援すること以外に考えられず、療養専念義務という法的義務が観念しうるかは別としても、従業員がかかる趣旨に反した行動をとった場合は服務規律違反に問われることはやむを得ないとし、欠勤期間中も週1程度出勤し抗議活動や組合活動をしていたこと、主治医から会社と関与する行動は禁忌とされていたにも関わらず会社に関するブログ記事を作成したことは就業規則に抵触し解雇は有効と判断しました。一方で上述の遊興はうつ病や不安障害といった病気の性質上健常人と同様の日常生活を送ることが不可能ではないばかりかこれが療養に資することもあると考えられていること、

SMプレイなどがうつ病や不安障害に影響を及ぼしたとまで認めるに足りる証拠はないとして特段問題視することはできないとしました。

産業医の視点として異動を命じられた日にうつ病を発症した点は診断に疑問を感じるものの、休職期間中の遊興がうつ病に悪影響を与えとは言えずむしろ療養にプラスの影響も考えられ、また主治医から遊興も療養の一環であると主張される可能性もあり、休職期間中に趣味に興じること自体は医学的に不合理ではないと考えます。最近では休職期間中にパチンコをしていた市役所職員が停職処分となった事例が報じられましたが地方公務員法の信用失墜行為の観点もあり民間企業がそのまま鵜呑みにするのは危険と思います。指揮命令系統の問題、服務規律の観点、民間と公務員の違い等についての法的考察は法律の専門家に譲ります。

結論として従業員が休職期間中にパチンコに興じていることを理由に会社が何らかのペナルティを講ずることは得策ではないと考えます。人事労務担当者様は思うところはあると思いますがその埋め合わせは復職審査の厳正化、通算規定の徹底、医療照会など別の部分で適正にバランスを図るべきでしょう。

産業医 河野裕一郎

参考文献

[配転命令拒否及び私傷病欠勤中の行動等を理由とする解雇の有効性](#)